

■議案第114号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定について

【要旨】

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条の規定に基づき、四万十町の特定の事務を郵便局において取扱いができるよう日本郵便株式会社と協定することについて議会の議決を求めようとするものです。

今回の協定は、これまで合併の激変緩和措置として継続しておりました十和公民館での行政窓口事務を、平成25年3月末で廃止することに伴い、周辺住民への行政サービスの低下を招かないようにするために、日本郵便株式会社に窓口業務の委託を行うものです。

取扱郵便局	土佐昭和郵便局
取 扱 事 務	(1) 戸籍及び除籍の全部事項証明書及び一部事項証明書の交付（当該戸籍等に記載され、または記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し。 (2) 納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されているものに限る。）の請求の受付及び引渡し。 (3) 住民票の写しの交付（自己又は自己と同一の世帯に属する者に限る。）の請求の受付及び引渡し。 (4) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し。 (5) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し。
取 扱 期 間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで ただし、取扱期間満了の日から遡って1か月前までに、四万十町又は日本郵便株式会社いずれからも協定解除の意思表示をしないときは、取扱期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。